償却資産の申告について

本　宮　市

1．申告すべき資産

※申告すべき資産とは、令和７年１月１日現在本宮市に所在する資産です。

（申告すべき償却資産の内容は、別表のとおりです。）

(1) 全資産の申告（緑色）

新たに申告される方又は事業内容等に大きな異動があった方は全資産を申告してください。

（その際は必ず種類別明細書の「全資産」に〇をつけてください。）

(2) 増加資産の申告（緑色）

令和６年１月２日から令和７年１月１日までに増加した資産及び令和７年１月１日までに取得したもので、申告が漏れている資産を記入して申告してください。

（その際は必ず種類別明細書の「増加資産」に〇をつけてください。）

(3) 減少資産の申告（赤色）

令和６年１月２日から令和７年１月１日までに減少した資産を記入して申告してください。

(4) 増減がなかった場合の申告

●令和６年１月２日から令和７年１月１日までに資産の増加、減少等異動がない場合でも申告が必要です。(備考等に「増減なし」と記入)

●すでに申告してある資産の耐用年数を変更する場合には備考欄にその旨を記入してください。

(5) 被災償却資産の代替償却資産に係る課税標準の特例

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産については、課税標準の特例の適用を受けることができます。

2．申告書の提出期限

令和 ７ 年 １ 月 ３１ 日（期限厳守）

3．申告義務

毎年１月１日現在に償却資産を所有している方は、その資産について所定の事項を記載して１月末日までに申告しなければならないことになっています。

4．決算期価額を記載された方

令和７年１月１日現在の帳簿価額を算出することが非常に困難で、１月１日に最も近い決算期の価額を記載された事業所等は、同決算の減価償却し、決算期以降の資産の増減を種類別明細書に記載して申告してください。

5．申告をされない場合、又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなくて申告されない場合、又は虚偽の申告をされた場合は、地方税法及び市税条例により罰則規定が適用されることがあります。

6．免税点・税率

償却資産の課税標準となるべき額の合計が150万円未満の場合は課税されません。税率は1.4%です。

課税標準となるべき額とは、取得価格・経過年数等で計算された額です。

7．価格等の決定

申告及び調査等に基づいて3月末日までに価格等を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

8．その他

廃業解散等により申告すべき資産のない場合でも、備考に「令和〇年〇月〇日廃業（解散）により資産なし」等と記入して提出くださるようお願いします。

なお、申告書に記入する際は、はっきり正確に記入してください。記入漏れ、誤字等がありますと、適正な課税ができない場合があります。

その他、疑問などのある方は、税務課 資産税係にお問い合わせください。

★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★

【償却資産とは】

固定資産税の課される償却資産とは、土地家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない個人、又は法人が所有するものを含む)をいいます。

※ 注意すべき点

①耐用年数が満了し経費に算入されない資産でも、実際に事業の用に供しているものは含みます。

②自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・オートバイ・農作業車等は除きます。

③貸借人がその建物に施した付属設備（簡易間仕切り、冷暖房設備等）は含みます。

④移動性又は可動性償却資産で、1月1日を含んで長期間所在するものは含みます。

★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★☆☆★

【別表】

申告する資産の区分

資　産　区　分		申告を要するもの
たな卸資産		＼
有価証券		＼
繰延資産		＼
無形減価償却資産（権利など）		＼
書画骨董		＼
使用可能期間が1年未満の資産		＼
取得価格が10万円未満の資産	支出した年の損金としたもの	＼
	償却資産として個別償却したもの	◎
取得価額が20万円未満の資産	3年間で一括して損金としたもの(一括償却)	＼
	償却資産として個別償却したもの	◎
建物	家屋として固定資産税の対象となるもの	＼
	償却資産として固定資産税の対象になるもの	◎
建物付属設備	家屋として固定資産税の対象になるもの	＼
	償却資産として固定資産税の対象になるもの	◎
構築物		◎
機械および装置		◎
船舶		◎
航空機		◎
車両および運搬具	自動車税、軽自動車税の対象となるもの	＼
	上記以外のもの	◎
工具、器具および備品		◎
生物	観賞用興行用のもの（備品）	◎
	収益性のあるもの（牛、果樹など）	＼
建設中の資産	事業に使用している部分	◎
	事業に使用されていないもの	＼
償却済の資産		◎
減価償却をしていない資産		◎
簿外資産		◎
劣化資産		＼

減　価　残　存　率　表

耐用年数	減価残存率 前年中A取得のもの	減価残存率 前年前B取得のもの	耐用年数	減価残存率 前年中A取得のもの	減価残存率 前年前B取得のもの	耐用年数	減価残存率 前年中A取得のもの	減価残存率 前年前B取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

※この表は種類別明細書(増加資金･全資産用)の「減価残存率」欄に使用します。